

古代ローマの対外クリエンテラ

——パトロキニウムから見る共和政末期から元首政初期の対外政策——

伊藤 雅之

はじめに

1. 研究史
2. 史料における対外クリエンテラ
3. 歴史的事件の中での対外クリエンテラ

おわりに

はじめに

共和政末期から元首政初期にかけての約2世紀間は、古代ローマが名実共に地中海世界全域の支配を確立した時期である。この間ローマの属州は、東方では、前2世紀末には小アジアの西端部のみであったのが、後1世紀後半にはユーフラテス西岸全域にまで拡大し、西方でも、北イタリアからアルプスを越え、ライン川そしてブリタニア南部に到達する。こうした属州の拡大を、ローマ人はどのような方法で達成したのであろうか。またその際に彼らは何らかの見通しや意図、あるいは一貫性というものを持ってそれを行なっていたのだろうか。

ローマの対外政策については、いわゆる「科学的」大戦略の存在を主張する E・N・ルットワークと、そうした長期的展望の全くの欠如を論じる B・アイザックらの議論が知られている。ルットワークが現代的な軍事・外交政策の知見を用いてローマ人の行動を解釈しているのに対し¹、アイザックらは古代世界に現代の政策的視点を用いることの危険性、およびローマ人が対外政策において長期的な一貫性を持っていたということを示す史料的根拠の欠如から、ルットワークの議論を否定し、ローマ人の対外政策は短期的、あるいはより場当たり的なものであったという主張を展開している²。古代史研究者は概ねアイザックの議論を支持して、ルットワークの説に否定的である。しかし、筆者にはルットワークの説にも肯定すべき点が少なからずあると思われる。ローマ人の対外政策における長期的な一貫性は史料からは窺えないというのがアイザックらの主張であるが、本稿が問題とする時代においてこれは必ずしも正しくない。それを示すのが、これから述べる対外クリエンテラという存在である。

現代世界でパトロネジと呼ばれている、パトロン（親分）・クライアント（子分）という形での人的結合は、ラテン語のパトロキニウム（patrocinium）に由来する。パトロキニウムはローマ社会において、パトロネジと似たように保護者たるパトロヌス（patronus）と、その被保護者クリエンス（cliens）の、法や制度とは次元の異なる、実態的上下関係に基づく結合として大きな意味を持っていたが、対外クリエンテラはこれをローマ人同士のみならず、外部勢力との関わりにおいても適用した概念である。

本稿ではローマ人のクリエンスとされた外部勢力の人々を、ローマ人が帝国拡大の過程で

本稿における史料の引用は Loeb 版に、略語は原則としては *Oxford Classical Dictionary, 3rd ed.*, Oxford University Press, 1996 に依拠し、一部記述の無いものに関しては慣用に従った。

¹ Luttwak, E. N., *The Grand Strategy of the Roman Empire: from the first century A.D. to the third*, London, 1976, pp. 2-4.

² Isaac, B., *The Limits of Empire: the Roman army in the East*, Oxford and New York, 1990, pp. 416-417.

いかに用い、その際彼らをどのような存在と見ていたかを検証していくことで、ローマの対外政策において長期的な一貫性が存在したという見方が、十分に根拠のある解釈であるということを示していく。そのため第1章で研究史をまとめた後、第2章でローマにおけるパトロキニウム概念のあり方を、史料におけるパトロキニウム、特に对外勢力との関わりの中でのものを基に検討する。そして続く第3章で、いくつかの事例研究を通じてパトロキニウム概念および对外クリエンテラが、実際の事件の中でどのような役割を果たしたかを見ていくこととする。

なお、現代のパトロネジという言葉はローマにおける人間関係のみを指すものではなく、他の時代や場所における社会結合にも用いられる、重要な研究テーマとなっている。しかしが後述するように、現代的パトロネジと古代ローマのパトロキニウムには、見過ごせないほどの実態的意味の相違があり、パトロネジという語を古代ローマについて用いるのは適切ではない。よって本稿ではパトロキニウムという語でこの概念を記していく。

1. 研究史

パトロキニウム研究は共和政期ローマのノビリタス支配への関心から始まった。M・グルツァーは、単なる血統貴族ではない彼らノビリタスがローマ社会を支配した基本要素として、ローマ人たちの同等者間、上下間における様々な形態の親近・信義関係に注目し、その一つとしてパトロキニウムの存在を挙げた³。以来、R・サイムが初期元首政下での高位公職就任にあたっての候補者、とりわけ新人と元首の関わりという形でのパトロキニウムの重要性を指摘し⁴、また日本においても例えば安井萌氏が共和政期の公職選挙とノビリタスの関わりの中でパトロキニウムの役割について検討を行なうなど⁵、政治史研究が一つの大きな流れとなっている。そこで問題とされたのは、共和政ローマでのノビリタス支配は何故可能であり、そしてまた何故それは元首政に移行したのかということであった⁶。

こうした政治史中心の理解に対し、ローマと他国との関係にパトロキニウムを適用する方向を示したのがE・ベイディアンである。彼は共和政ローマの对外進出の過程を検討する中で、ローマ人が他の共同体に何らかの恩恵を与えて名誉ある友人とし、その一方でローマの利益に対する外部からの衝撃への吸收材たることを期待したと論じ、こうした共同体をパトロヌスたるローマのクリエンスとなった存在という意味から对外クリエンテラ *foreign clientela*と呼んだ。この関係は王国・都市の区別なしに結ばれ、その恩恵も多様であったが、前2世紀後半頃から次第にローマへの従属性を強め、また共和政末期にはローマ国家との関係を意味するものというよりも、有力者個人との関係を意味するものになっていくとされる⁷。

ベイディアンの視野は主に共和政期に関してのものであったが、これを初期元首政期にまで広げてローマと他の共同体、特に王国との関係を論じたのがD・ブロードである。彼はローマと諸王国の関係はパトロヌス・クリエンスの結びつきで捉えるよりも、保護・後見を

³ Gelzer, M., *Die Nobilität der Römischen Republik*, Leipzig und Berlin, 1912, p. 134.

⁴ Syme, R., *The Roman Revolution*, Oxford, 1939, p. 376.

⁵ 安井萌『共和政ローマの寡頭政治体制: ノビリタス支配の研究』(ミネルヴァ書房 2005年)、13-20頁。

⁶ 岩井経男「クリエンテラ論の再検討」(長谷川博隆編『古典古代とパトロネジ』、名古屋大学出版会 1992年)、151-152頁。

⁷ Badian, E., *Foreign Clientelae 264-70B.C.*, Oxford, 1958, pp. 285-289.

意味するトゥテラ (*tutela*) の概念をより重視すべきであると主張している。そしてこのローマによる諸王国の被保護者化を進めた要素として王たちの遺言作成という現象に注目し分析を進めた。それによると遺言にはいくつかのパターンがあり、主なものとして、①ローマに王国を遺贈する場合、②ローマを王国後継者の後見者 (*tutor*) に指名する場合、を挙げている⁸。

ローマと他の共同体の関係において、パトロヌス・クリエンス以外の言葉が重要性を持っているという指摘自体はそれ以前にもしばしば為されている。例えば前述のベイディアンも「友人 (*amicus*)」が実態としてはローマの従属者になっていくことを論じ⁹、J・リッチも「同盟国王にして友人 (*reges socii et amici*)」という表現の方がクリエンスより一般的であるとしている¹⁰。こうした議論の背景には、史料に現れる対外関係上のパトロヌス・クリエンスという表現が、数の上で決して多くないという事実がある。このことは対外クリエンテラの概念としての有効性を疑わせる要素であるが、これについてベイディアンはクリエンスという言葉が含む劣格性を指摘し、このことがローマ人に文書上でのこの語の使用を控えさせたと主張している¹¹。リッチも、パトロヌス・クリエンス表現の有無に関わらず、個々人の関係も対外関係も、不平等な友人関係はパトロキニウム概念の中で捉えるべきと述べている¹²。

またローマの対外政策研究について、前述したルットワークは共和政からニリウス・クラウディウス朝にかけては霸権主義的な軍事政策が取られたと主張する。彼は、帝国の周辺にはその霸権下の国家が散在し、ローマはそうした国家にローマの要求を実行させる中で彼らの資源を提供させて帝国防衛の責任を担わせ、同時に、彼らの王を認知しその王権の内外での安定を維持するため外交、必要なら軍事的支援を行なったとする。ところがフラウィウス朝に入ってこのシステムは変更され、彼らは局地的にはローマ軍以上に強力であり、またしばしば帝国統治の上での不安定要因となっていたため、無用の存在として排除されていったとしている¹³。

ルットワークの主張は大規模かつ体系的であるが、それについてのアイザックの反論も強力である。彼はそれまでのローマの対外政策研究が、①地理的要因が帝国の政策を規定していたという見方、②ローマが属州の平和を守ることを目的に戦争を遂行していたという見方、つまり現代の戦略的発想によった見方から行われてきたと批判し、古代の史料と考古学的証拠からはローマが何らかの長期計画を持っていたとは証明されないと主張した¹⁴。ルットワークの議論の問題点は詰まるところ、個々の出来事を精緻に解釈していくことで、ローマ人の長期的展望の存在を窺わせることは出来ても、それを史料的に十分に示せていない点にある。本稿は、この時代の対外クリエンテラを、同時代の史料に現れる用語・概念の分析を踏まえ、それを同じ時期のローマの対外行動の事例と照らし合わせることで、こうした問題を解消していくことを意図している。

⁸ Braund, D., *Rome and the Friendly Kings: the character of the client kingship*, London, 1984, pp. 144-147.

⁹ Badian, *op. cit.*, p.68.

¹⁰ Rich, J., "Patronage and Interstates Relations in the Roman Republic", in A. Wallace-Hadrill(ed.), *Patronage in Ancient Society*, London and New York, 1989, p. 124.

¹¹ Badian, *op. cit.*, p. 7.

¹² Rich, *op. cit.*, p. 128.

¹³ Luttwak, *op. cit.*, pp. 192-193.

¹⁴ Isaac, *op. cit.*, pp. 373-377.

2. 史料における対外クリエンテラ

まず初めに、本稿が問題とする共和政末期から元首政初期にかけてのローマ人が、対外関係でどのようにパトロキニウムに関する言葉を使っていたかを検討する。この時代のローマ人の作品は数多く存在するが、ここではその中でも歴史史料として第一級のものとされるカエサル、リウィウス、タキトゥスの記録を主な調査対象とし、彼らがパトロキニウム (patrocinium 人間であれば patronus)、クリエンテラ (clientela 人間であれば cliens)、トゥテラ (tutela 人間であれば tutor) という言葉をどのように対外面で用いたかを見る。

R・P・サラーによると、ローマの当該時代におけるパトロヌス・クリエンス関係は、大きく①法廷弁護人と被弁護人の関係、②旧主人と解放奴隸の関係、③ローマと外国共同体との関係、という三種類に分類されると言われる¹⁵。このうち③が本稿の分析対象であるが、実のところこの分類はやや不完全で、後に見るようにローマ人は、ローマ外の共同体内部の人間関係にもこれらの言葉を使っている。こうした点を踏まえながら、まずパトロキニウムとクリエンテラ、次いでトゥテラの意味を探っていくことにする。

(1) パトロキニウムとクリエンテラ

patrocinium と clientela という言葉を史料の中で捜してみると、patrocinium はカエサルが 4 回、リウィウスは 22 回、タキトゥスも 22 回¹⁶、次いで clientela の方はカエサルが 22 回、リウィウスが 24 回、タキトゥスが 35 回¹⁷使用している。まずはこの中からいくつかの対外関係に関する記述を見てみよう。

「もしアンティオコスが…諸都市を再び自らの奴隸としたなら…ローマ人民は自らの信義と一貫性からギリシアの自由を保護すること (patrocinium) の受け入れを放棄しないだろ

¹⁵ Saller, R. P., *Personal Patronage under the Early Empire*, Cambridge, 1982, p. 9.

¹⁶ patronus も数の内に含めている。具体的には以下の通り。このうち、ローマと外国共同体との関わりの中で出てくるものには下線を付した。

Caesar: *B.C.* (I 35. 4), *B.G.* (VII 40. 7), *B.Hisp.* (29. 8)(42. 2)
 Livius: (II 31. 9)(III 29. 4)(V 6. 5)(V 11. 2)(VI 15. 8)(VI 18. 5)(VI 18. 14)(VII 21. 3)(IX 20. 10)
 (XXII 29. 11)(XXII 30. 3)(XXII 34. 6)(XXXIV 58. 11)(XXXVII 54. 17)(XXXIX 9. 7)
 (XL 15. 1)(XLII 14. 7)(XLIII 2. 3)(XLIII 2. 5)(XLIII 2. 8)(XLIII 2. 11)(XLIII 16. 3)
 Tacitus: *His.* (I 2. 3), *Ann.* (II 30. 1)(III 11. 2)(III 12. 6)(III 36. 1)(XIII 26. 1)(XIII 26. 2)(XIII 26. 2)
 (XIII 27. 2)(XIII 27. 3)(XIII 44. 4)(XIV 9. 2)(XV 54. 4)(XVI 10. 2)(XVI 20. 2), *Dia.* (I. 1)
 (4. 1)(10. 5)(34. 4)(37. 1)(38. 1)(39. 3)

¹⁷ 同様に cliens も含む。下線についても上と同じ。

Caesar: *B.Afr.* (22. 4)(22. 5)(35. 4), *B.Alex.* (52. 2), *B.C.* (II 18. 7)(III 60. 4), *B.G.* (I 4. 2)(I 31. 6)(IV 6. 4)
 (V 39. 3)(VI 4. 5)(VI 12. 2)(VI 12. 3)(VI 12. 6)(VI 12. 7)(VI 15. 1)(VI 19. 4)(VII 4. 1)
 (VII 32. 5)(VII 40. 7)(VII 75. 2)(VIII 32. 2)
 Livius: (II 16. 4)(II 35. 4)(II 56. 3)(II 64. 2)(III 14. 4)(III 16. 5)(III 44. 5)(III 57. 3)(III 58. 1)(IV 13. 2)
 (V 32. 8)(VI 18. 5)(XXIII 3. 2)(XXIII 7. 10)(XXV 29. 6)(XXIV 32. 8)(XX 50. 14)
 (XXXII 25. 9)(XXXVI 15. 4)(XXXVII 54. 17)(XXXVIII 51. 6)(XXXVIII 60. 9)
 (XXXIX 14. 3)(XLIII 16. 4)
 Tacitus: *Hist.* (I 4. 3)(I 12. 3)(I 81. 2)(II 72. 1)(III 66. 3)(III 73. 3)(III 74. 1)(III 86. 3), *Ann.* (I 57. 3)
 (II 40. 2)(II 45. 1)(II 55. 5)(III 9. 2)(III 42. 2)(III 55. 2)(IV 2. 3)(IV 34. 1)(IV 59. 3)
 (IV 68. 1)(XII 14. 3)(XII 30. 2)(XII 36. 3)(XIII 19. 3)(XIII 37. 1)(XIII 47. 3)(XIV 61. 2)
 (XVI 22. 1)(XVI 32. 3), *Dia.* (3. 4)(9. 4)(36. 5)(37. 1)(39. 4)(41. 2), *Agr.* (12. 1)

うと考える。」(Livius, XXXIV 58. 11) ¹⁸

「我々マッシリア人はローマ人民が二分していることを知っている。…この二派の頭目はどちらも我々の街の保護者(patroni)なのだ。…我々は二者の同等の恩恵に対し、等しい好意を示すべきであり、…」(Caesar, B.C. I 35. 4) ¹⁹

史料においてローマ人がパトロヌスとして現れる事例は、実のところそれほど多くない。タキトゥスに至っては対外関係では全く使っていない。タキトゥスのテキストに現れるpatronusはほぼ全てが解放奴隸の旧主人か、あるいは誰かの弁護人である。上に挙げたリウィウスとカエサルの記述が対外関係での使用例である点は問題ないと思われる。しかしここで現れるパトロヌスたるローマ人の立場に相違があることには注意が必要である。

リウィウスはローマ人を、ギリシア人の自由の保護者であろうとする者として描いているが、この史料の当時ローマがシリアのアンティオコス王とギリシアを巡って争い、双方ともギリシア人の支持を得ることに努めていたことを考えれば²⁰、ここに現れるパトロヌスに、ローマ人があからさまに支配力を持つといったニュアンスが含まれているとは考えにくい。少なくとも、奴隸状態(servitus)とは異なる立場にギリシア人を置いた上でのパトロヌスということになる。それはつまり、相対的にローマ優位の力関係があっても、そのつながりは明確な主従関係を意味するほど絶対的なものではなかった、ということを意味する。

一方カエサルの記述は、カエサルとポンペイウスの内戦という事態に直面したマッシリアが、双方から働きかけられる場面であるが²¹、内戦の当事者双方がマッシリアのパトロヌスであることが彼らマッシリア人の立場を微妙なものとしている。ここで注意すべきはマッシリアがパトロヌスに対して恩に報いるべきと考えられている点でパトロキニウムの一般理解を裏付けていることもさることながら、クリエンスの一主体が複数のパトロヌスを同時に持ちえたということである。元首政期のように権力が明確に一点に集中していないことから、こうしたことは実態面においてはさほど不思議でないが、概念としてのパトロキニウムを問う場合には注意しておくべき点である。こうしたことはキケロの例からも窺われる。

「今やマルケッルス家はシチリアのパトロヌスではなくウェレスが取って代わっている。お前に古くからのパトロヌスから…クリエンテラを奪うような徳や品格があるのか。」(Cicero, Verr. IV 89-90) ²²

キケロがウェレスのシチリアでの悪行を挙げる一節の中での言葉であるが、ここで重要なのは

¹⁸ Livius, XXXIV 58. 11: Si sibi Antiochus ... eas repetere in servitutem, et populus Romanus susceptum patrocinium libertatis Graecorum non deserere fidei constantiaeque suae dicit esse.

¹⁹ Caesar, B.C. I 35. 4: ... intellegere se divisum esse populum Romanum in duas partes ... Principes vero esse earum partium Cn. Pompeium et C. Caesarem patronos civitatis ...

²⁰ cf., Livius, XXXIV.

²¹ Caesar, B.C. I 34-36.

²² Cicero, Verr. IV 89-90: Itaque nunc Siculorum Marcelli non sunt patroni, Verres in eorum locum substitutus est. Quam in te tantam virtutem esse aut dignitatem, ... ut conarare clientelam ... auferre a certissimis antiquissimisque patronis?

はウェレスがマルケッルス一家に代わってパトロヌスたろうと (Verres in eorum locum substitutes est) したという点である。ウェレスに取って代わられつつあるマルケッルス家がこの当時どれほど強力であったかはここでは明確にされていないが、それでも一つのパトロキニウムが、実はそれほどには強固な結びつきではなかったことがここから読み取れる。つまりパトロヌスという言葉は対外面でも確かに使われていたが、その関係は継続性や上下間での報恩の発想が見られる一方で、必ずしも排他的でかつ堅固なものではなかったのである。次にクリエンテラの事例を見てみる。

「あなたは占領した街シラクサを…無傷で一族に、マルケッルス家の保護(clientele)と後見 (tutela) の下で持たせようとは望まないのか。」 (Livius, XXV 29. 6) ²³

「弁論の力を磨くことにより人は…元老院において権威を得て普通の人々の間で名声と評判を得る。こうした者は実に多くの外国人たちを保護の下に (clientele) 置いている。」 (Tacitus, *Dial.* 36. 4-5) ²⁴

リウィウスの例は、ローマ軍に敗れたシラクサの代表が、ローマの将軍マルケッルスの一族のクリエンテラの下に入ることで戦闘後の略奪を免れようとする場面であるが²⁵、この場におけるマルケッルスとシラクサの上下関係は、前者が文字通り生殺与奪の権を持つほど極端なものであると言える。タキトゥスの事例の方は現実の場面に対応した内容ではないが、元老院における有力者がその影響力を外国人の人々にも伸ばし、そうした者たちのことをやはりクリエンテラの下にある者と呼んだことを示している。これらの事例は、クリエンテラ概念が外国とローマ人の関係でも用いられたことを示すには足りるが、その内容を問うにはさらにいくつかの例を見る必要がある。ここでカエサルが『ガリア戦記』で述べるクリエンテラを考えてみる。実のところカエサルは、ガリア人がローマ人のクリエンテラであるとは一度も述べていない。カエサルがこうした表現を使うのはガリア人同士の関係である。

「カルヌテス族は…自分たちを保護の下に (clientele) 置くレミ族の仲裁により同じ答えをカエサルから得る。」 (Caesar, *B.G* VI 4. 5) ²⁶

「こうしたことがアレシアで生じている間ガリア人たちは…各部族に一定の人数が課せられることを決議した。…アエドゥイ族とその被保護者 (clients) のセグシアウィ族とアンビヴァレティ族…から3万4千人、…供給するよう命じる。」 (Caesar, *B.G* VII 75. 1-2) ²⁷

²³ Livius, XXV 29. 6: ... velis quanta urbs a te capta sit, ... incolumesque Syracusas familiae vestrae sub clientela nominis Marcellorum tutelaque habendas tradas?

²⁴ Tacitus, *Dial.* 36. 4-5: ... exercebant tamen ... eloquentiam et ... plus auctoritatis apud patres, plus notitiae ac nominis apud plebem parabat. Hi clientelis etiam exterarum nationum redundabant, ...

²⁵ cf. Livius, XXV.

²⁶ Caesar, *B.G* VI 4. 5: Eodem Carnutes ... usi deprecatoribus Remis, quorum erant in clientela: eadem ferunt response.

²⁷ Caesar, *B.G.* VII 75. 1-2: Dum haec apud Alesiam geruntur, Galli ... numerum cuique ex civitate imperandum,.... Imperant Aeduis atque eorum clientibus, Segusiavis, Ambivaretis, ... milia xxxv;

先に挙げたカルヌテス族とレミ族の例は、カルヌテス族がカエサルと戦って降伏した後、再び反乱を起こして失敗し、その許しを得るために保護者であるレミ族を頼る場面である²⁸。レミ族はカエサルによるガリア遠征の比較的早い時期にその友好国となり²⁹、以後一貫してカエサルに従っていたことから、反乱に敗れたカルヌテス族が頼る相手としては申し分なかったと考えられる。しかし、レミ族が日頃からカルヌテス族に強い支配力を及ぼしていたかどうかは疑問である。というのも、レミ族が記録の限りカエサルに逆らうことが無かつたのに対し、カルヌテス族については、この場面の後にもしばしば反ローマ的な行動を取っていることが知られているからである³⁰。つまり、レミ族はカルヌテス族に対し何らかの宗主権を持っていたかもしれないが、その支配力はごく緩やかであったか、もしくは少なくとも直接的影響力を頻繁に行使するような関係ではなかったとも言えるのである。

一方で、その次の例であるアエドゥイ族とその保護下の部族の関係についてはまた別の状況が読み取れる。このときアレシアではカエサルのガリア遠征の事実上最後の決戦が行われていたが、ここに現れるアエドゥイ族はアレシアに籠もるガリア人たちを救う連合軍に参加していた³¹。アエドゥイ族はガリア最大級の部族として度々登場する³²。一方でその被保護者としてこの場面に登場する部族は全部で四部族なのであるが、実は最初のセグシアウイ族を除けばカエサルの作品でその名が現れるのはこの一節のみで、部族としての規模はおろか居住地さえ不明である。セグシアウイ族についてはこれ以前に二度現れ、カエサルと戦うガリア人が兵士を集めるとときにこの節と同じようにアエドゥイ族と共に名が挙がっている。こうした点から見ると、セグシアウイ族はアエドゥイ族と軍事行動を共にする集団であったと考えられる。そしてアエドゥイ族が前述のようにガリア最大級の部族であった以上、セグシアウイ族は相対的には弱者であり、アエドゥイ族に従属的な勢力であったと見るべきだろう。つまりこの節におけるクリエンスは軍事的従属同盟という意味合いで使われているのである。

ここまで挙げたクリエンテラの四例のうち三つが戦争に関するもので、その三つともが戦時下といふ一時的状況ながら、クリエンス側がパトロヌスの存在やその命令に、自分たちの生命の行方を左右されるほどの影響を受けていることが見て取れる。

加えて、クリエンテラがより常態的で明確な従属状態を意味した例もある。

「クラウディウスは飾り立てた見物席へと人々を招き…、そしてやがて捕虜となったカラタクス王のクリエンテス（clientulis）が行進する。」（Tacitus, *Ann. XII 36. 3*）³³

「ティリダテスは自分のクリエンテス（clientelas）に兄のパルティア王ウォロゲセスの兵力も加え…公然と戦争によってアルメニアを騒がす。」（Tacitus, *Ann. XIII 37. 1*）³⁴

²⁸ cf., B.G VI 2-4.

²⁹ Ibid., II 3.

³⁰ e.g., Ibid., VI 44.

³¹ Ibid., VII 75.

³² e.g., Ibid., I 3; I 10; II 15; V 6-7; VI 4.

³³ Tacitus, *Ann. XII 36. 3*: Vocatus quippe ut ad insigne spectaculum populus: ... Tunc incidentibus regiis clientulis ...

³⁴ Tacitus, *Ann. XIII 37. 1*: At Tiridates super proprias clientelas ope Vologesi fratris adiutus, ... palam bello infensare Armeniam, ...

ここに現れるクリエンスは明らかに王の家臣である。そしてこうした言葉の使用方法は、他の場面で何故、この言葉とそれに対置されるパトロヌスがあまり使われないかをある程度説明する。つまりクリエンスという存在はパトロヌスに対し相当に高い従属性・劣格性を持っていたのである³⁵。このことは両者の関係の一つのあり方が解放奴隸とその旧主人であったことからも窺える。また、サラーも元首政期の個人間のパトロキニウム研究の中で同様のこと述べている。彼の調査によるとプリニウスは書簡の中で自分の被後見人などを一度としてクリエンスとは呼んでないという³⁶。実際、カエサル、リウィウス、タキトゥスの記述中にもパトロヌス側が誰かをクリエンスと呼びかける例は皆無である。ローマ人がクリエンスという言葉を、それなりの身分の者や、対外関係で何らかの配慮を要する外国人に使うべきでないと考えていた可能性は十分にある。しかしそうなると、実態的には従属者である外国の共同体や王をローマ人が何と呼んだのか、それはクリエンスとは異なる存在なのか、といった問い合わせが必要となる。そこで次は、前述のようにブロードがローマの対外関係を考える上で重要な言葉として挙げた、トゥテラの検討を行なってこうした間に答えていくことにする³⁷。

(2) トゥテラという表現の使用

パトロキニウムとクリエンテラが様々なニュアンスを持ちながら、人間同士の関係でのみ使われていたのに比べ、トゥテラは誰かを保護・後見下に置くという意味に加え、都市を守備する部隊や物理的に街や建物を囲む防壁といった意味でも使われるというように、前二者と比べその意味内容がやや広範にわたる。しかしそれでも対外クリエンテラに類する事例には事欠かない。いくつか見てみよう。

「リュキア人はローマの同盟諸国がローマ人民の権力下にあるのと同じようにロードス人の権力と保護 (tutela) の下にある。」 (Livius, *XLI* 6. 12) ³⁸

「従って属州民の新たな傲慢さに対しては、我々はローマ人の信義と一貫性に考慮しながら処置を行なうべきである。このことは同盟者への保護 (tutela) を損なうものではないが…決められることである。」 (Tacitus, *Ann.* XV 20. 4) ³⁹

³⁵ ローマの外部勢力内での主従関係の事例としては例えば *Ann.* (II 45. 1) (XII 14. 3) が他に挙げられる。

³⁶ Saller, *op. cit.*, p. 9.

³⁷ 出現箇所は以下のとおり。下線についても前二者と同様。

Livius: (I 3. 1) (I 3. 4) (I 6. 4) (I 21. 5) (I 34. 12) (I 40. 2) (II 1. 4) (IV 9. 4) (IV 9. 5) (IV 9. 6) (IV 9. 7)
 (V 33. 3) (XXI 41. 12) (XXIII 17. 5) (XXIV 4. 2) (XXIV 4. 3) (XXIV 4. 5) (XXIV 4. 6)
 (XXIV 4. 9) (XXIV 4. 9) (XXIV 5. 5) (XXIV 5. 6) (XXIV 8. 20) (XXIV 22. 5) (XXIV 22. 15)
 (XXIV 25. 2) (XXV 29. 6) (XXIX 29. 11) (XXIX 30. 10) (XXXIII 31. 10) (XXXIV 2. 11)
 (XXXIV 7. 13) (XXXIV 24. 2) (XXXVIII 31. 2) (XXXIX 9. 2) (XXXIX 9. 2) (XXXIX 9. 3)
 (XXXIX 9. 7) (XXXIX 19. 5) (XL 54. 4) (XL 54. 5) (XL 56. 4) (XL 6. 12) (XLII 19. 6)
 (XLII 29. 5) (XLII 29. 7) (XLII 55. 7) (XLV 18. 2)

Tacitus: *Ann.* (I 12. 1) (I 41. 1) (II 67. 2) (III 38. 3) (XIII 10. 1) (XIV 32. 2) (XV 20. 4), *Dia.* (5. 6) (37. 6),
Ger. (45. 2)

³⁸ Livius, *XLI* 6. 12: Lycios ita sub Rhodiorum simul imperio et tutela esse ut in dicione populi
 Romani civitates sociae sint.

³⁹ Tacitus, *Ann.* XV 20. 4: Ergo adversus novam provincialium superbiam dignum fide

この二つの事例は時代も場所も異なるが、ローマが同盟国を自己の保護下にある者、つまりは従属者として見てきたことを示している。一言で同盟国といつても、法的には何らかの従属的条約が結ばれていたのか、それとも漠然と友好的な関係にあったのかという差異が存在したが、実際的な面でそれが意味を持っていたとは考えにくい。例えば吉村忠典氏は、シチリアの同盟都市国家メッサナ、およびその他の同盟条約の確認されない諸都市とローマの総督との関係の調査から、少なくとも紀元前1世紀には条約規定は形骸化し、条約の有無に関係無くこれらの都市は総督の命令下にあったと述べている⁴⁰。つまりローマにとって同盟国というものは、その関係の始まる形や国家形態・規模に相違はあっても、時が経ち実態的関係で明らかな優位があれば一様に従属存在と見なされたと考えられる。このことはキケロの例からも窺える。

「こうした同盟者たち、王たちそして自由な諸都市へのかく多くの不正はコンスルに対して訴えられるべきものであった。というのも彼の職権の中には王たちや諸外国を保護すること (tutela) が常に含まれていたからである。」(Cicero, *Sest.* 30. 64) ⁴¹

ここに見られるようにトゥテラは、ローマと同盟関係にある王への保護という意味にも使われた。このことは、クリエンテラが王の家臣やローマの解放奴隸といった身分の低い人々の含意していたことに比べると大きな相違である。つまりそのことはクリエンテラが実態的には従属者である存在に対してあれ、パトロヌスから使うべきでない言葉であったのであれば、トゥテラがそうした人々を指すための代替的呼称として使われていた可能性を示唆するのである。同盟者たちがローマの事実上の支配下にあったとしても、それがローマの統治に役立つ存在である限り、彼らを殊更に卑しい呼称で呼んでその反感を買わないようにするという配慮をしたことは十分に考えられる。特にそれが、ローマの属州になって間もない地域や国境付近の国家の王であった場合には尚のことである。

このことを考える上で検討する必要があるのが、トゥテラはパトロキニウム概念に包摂されるうる関係のあり方なのか、ということである。既に見たようにクリエンテラが著しく身分の低い従属者といったニュアンスを含んだのに対し、トゥテラは相手が王であっても用いる言葉である。こうした相違があっても尚トゥテラが、ローマの対外関係においては、パトロキニウムとは別の概念ではない、ということが示されなければトゥテラがクリエンテラの代替表現であったということにはならない。

そのためにまず思い出すべきは、既に一度取り上げたリウィウス (XXV 29.6) の文章である。ここでリウィウスは「…シラクサの街を (Syracusas) …マルケッルス家のクリエンテラおよびトゥテラの下で (clientela nominis Marcellorum tutelaque) …」と述べている。このことはトゥテラが、シラクサが略奪の憂き目にあうかどうかの瀬戸際では、それを防ごうとするに当たってクリエンテラと同様の効果を期待できる関係を指したことを示唆する。

また、トゥテラが一つの独立した概念でなかったと考える材料はカエサルの文書にもある。

constantiaque Romana capiamus consilium, quo tutelae sociorum nihil derogetur, ... iudicio esse.

⁴⁰ 吉村忠典『古代ローマ帝国の研究』(岩波書店 2003年)、236-242頁。

⁴¹ Cicero, *Sest.* 30. 64: His de tot tantisque iniuriis in socios, in reges, in civitates liberas consulum querella esse debuit; in eius magistratus tutela reges atque externe nationes semper fuerunt.

実は、カエサルは相当部分が対外関係に関する記述で占められるその作品中で、トゥテラという表現を一度も使っていないのである。このことは対外関係でトゥテラという表現を用いることが、文章家全般の共通了解ではなかったことを示す。同時代人のキケロがこの表現を使っていたのは不思議なことではない。トゥテラは元来、財産相続等の後見についての法律用語であり、弁論家であるキケロにはとてこの言葉は馴染み深いものであったはずである。ことによっては、最先端の弁論家であった彼がこの言葉を対外関係で用いる先駆けであったとも想像しうる。そして対外関係に関する限り、キケロも保護される側が個人であるか、若年であるかということについては、前述の例 (*Sest. 30. 64*) のように特に問題としていない。

これらの点を考慮すれば、トゥテラはやはり一つの独立した概念というよりは、パトロキニウム概念の中での一つのあり方と見る方が妥当だろう。クリエンテラがあからさまに一方の従属性を示してしまうのに対し、トゥテラには場合によってはクリエンテラと同様の効果や意味合いを持つつも、その事実を「クリエンテラの下にある者」、つまりクリエンスと呼ぶ場合よりは曖昧にすることが可能であった。

(3) 対外クリエンテラの定義

ここまで見てきたパトロキニウム、クリエンテラおよびトゥテラについて導き出された点を列挙すると、①ローマ人は対外関係においてもパトロキニウム、クリエンテラという表現を確かに使っている、②クリエンテラは従属者という意味が明確で、身分の高さや配慮の必要な相手にはまず使われなかった、③ローマ人は、実態としては従属者であるがクリエンテラという表現を使いたくない相手にはより意味の上で柔らかな他の呼称を用い、その一つがトゥテラであった、ということになる。

第二の点について補足すると、クリエンテラは当事者同士が意識する状態というよりは第三者がある人間関係を見て、それが一方に他方が従属していると見えた場合に使う言葉であったという点である。例えば前出のカエサルの例でも、一つの部族がもう一方の部族の保護の下にあると述べているのはあくまでカエサルであり、当人たちの間に同様の認識があったかどうかは全く分からない。このことは対外関係以外の場面でも言える。例えば、タキトゥスは元老院議員や騎士同士の関係でもしばしば一方をクリエンスと記しているが、法廷以外の場で彼らの一方が他方に解放奴隸や、王に仕える者と同義の呼称を用いたとは考えにくい。

第三の点についても付け足せることがある。それは、クリエンテラという言葉が何らかの配慮をする相手には用いられなかつたことの裏返しで、殊更に誰かを批判的に描きたい際には遠慮なくこの言葉が使われたという点である。実際タキトゥスは皇帝ティベリウスの下で権勢を振るったセイアヌスなど、ある皇帝の下で俄かに台頭した人々の協力者たちに対してこの言葉を多用している⁴²。こうした点からも、既に挙げた対外関係での事例も含め、クリエンテラという言葉に否定的ニュアンスが多分にあったことはほぼ間違いないであろう。

まとめると、対外クリエンテラには戦争に敗れた降伏者から、不平等ながら友好関係にあるというように、そのニュアンスには様々な位相があつたことが見て取れる。しかし基本要素として、彼らはローマの覇権を認め、そのクリエンテラの下にある存在であり、ローマ人も彼らをあからさまに従属者として呼びはしなかつたが、彼らが対等な存在でないことを公

⁴² e.g., Tacitus, *Ann.* II 55. 5; IV 2. 3; IV 34. 1.

言して憚らなかった。それはしばしば後見 (*tutela*) の美名で示されはしたが、恒常的な後見は「支配」の言い換えでもあった。対外クリエンテラとは、従属的他者の存在を認めつつ、間接的に支配していくというのがそのエッセンスであったと言える。

尤も、こうした結論はローマ人の言葉の使い方という、いわば概念の世界から引き出したものである。また当のローマ人たちが対外クリエンテラについて同様の視点を持っていたかどうかも分からぬ。この章で得られた対外クリエンテラのエッセンスは、彼らの対外関係への眼差しのいわば最大公約数的なもので、より厳密に対外クリエンテラを定義付け、さらにそこから本稿が目的とする、ローマの対外政策における長期的な一貫性の存在を示していくには、実際のローマの対外政策の事例を見ていく必要がある。そこで次章では、ローマ人は対外クリエンテラとなった人々をどう扱ったのか、そのやり方に一貫性や共通性はあったのかといったことを、地域と時間を限定して、その実態面から見ていくことにする。

3. 歴史的事件の中での対外クリエンテラ

この章では、これまで概念の面から見てきた対外クリエンテラを、実態的な面から検討していく。その目的は、本稿冒頭部でも述べたように、ルットワークが想定したようなローマの対外政策における長期的展望の存在を、史料から読み取ることが可能であることを、対外クリエンテラという存在を軸に示していくことである。それは、長期的な計画という意味での大戦略の存在を示そうというものではない。しかし、対外クリエンテラを中心につかみた場合、本稿が問題とする時代に関しては、ローマの対外政策の場でそれが一貫して用いられた一つのツールであり、その利用は決してアイザックの主張したような無軌道なものではなかつた、ということを証明しようというものである。以上のことを見た筆者は、共和政末期から元首政初期にかけてローマが継続的に領域拡大を行なった東方世界、およびブリタニアの事例から見ていく。そしてこの両地域におけるローマの対外政策の中で、ローマのクリエンスとなった人々が果たした役割とローマの彼らに対する扱いを見ていくことで、対外クリエンテラへのローマの一貫した姿勢、さらにはローマの対外政策における長期性の存在を示していきたい。

(1) ネロの対パルティア戦

パルティアは同時代のローマ人に、ユーフラテス川の東側に広がり自分たちに匹敵するほどの大国であると述べられたように⁴³、ローマの東方世界において極めて存在感ある隣人であった。ローマはこのパルティアと、東方の一国家であるアルメニアの帰属を巡って、紀元後54年から本格的にぶつかり始める。パルティア軍がアルメニアに入った後、時の皇帝ネロはユーフラテス西岸のコンマグネの王アンティオコス4世と、ユダヤの王アグリッパ2世にパルティア攻撃の準備とユーフラテス川への架橋を命じ、他の小領主たちにも王位の標章を贈ると共に同様のことを委託した⁴⁴。またシリア総督のウンミディウス・クアドゥラトゥスとは別に最高責任者としてドミティウス・コルプロが派遣されたが、動員を命じられた王たちは状況に応じてどちらかの指揮に従うことになっていた⁴⁵。

コンマグネは、紀元後17年に国王アンティオコス3世が死亡したのを機に、皇帝ティベリ

⁴³ Strabo, II 9.2 (ストラボン (飯尾都人訳)『ギリシア・ローマ世界地誌』龍溪書舎、1994年) .

⁴⁴ Ann. XIII 6.

⁴⁵ Ibid., XIII 8.

ウスにより西隣のカッパドキアと共に併合され一度消滅したが⁴⁶、次の皇帝カリグラによって先王の息子アンティオコス4世が王とされたことにより再建されたという経緯を持つ国である。王国の復活がカリグラの即位直後の大盤振る舞いの一環なのか、それともティベリウスが晩年にパルティアで生じた内紛に介入し失敗した後の、パルティアとの関係悪化を受けての処置であったのかは不明だが⁴⁷、コンマグネが地理的にローマの対パルティア戦の最前線に位置したのは事実である。

ユダヤは前4年に国王ヘロデの死亡による紛争の後に属州化されていたが、やはりカリグラ即位後にアグリッパ1世が王となることで王国が復活する⁴⁸。後44年にアグリッパ1世が死亡することで王国は再び消滅するが、48年にはヘロデの別の子孫が治めていたヘロデの旧領の一部であるカルキスを相続した、息子のアグリッパ2世が王となって国を再興していた⁴⁹。

かつて取り上げられたものであったとはいえ、王位と王国を与えられたこの二人がローマから恩恵を受けたという意味で、前章でまとめられた対外クリエンテラの範疇に入るのは間違いないだろう。そして、王たちが実際にどの程度の戦力を動員したかは分からぬが、この事件は彼らがローマの友好国（socii）として扱われる一方で、有事の際にはシリア総督やローマから派遣された将軍の指揮下に入るよう命令（iubeo）される存在であったことを示す⁵⁰。つまりローマとここに現れる友邦二国の関係は、後者の側が国の存立自体をもローマの恩恵に依っているという、極めて非対称なものであったことが見て取れるのである。

ローマが何故こうした国々を温存ないし新設したのかという点については、当然軍事的な貢献を求めてみると想像することが可能であるが、この事件に関しては、こうした対外クリエンテラがどれ程役に立ったのかということが具体的には分かっていない。しかし、非軍事的な面については多少の検討が可能である。例えば、オルストンはカリグラが外国人に王位を与えた例から、王位と王国を認定するという行為が、認定する側のローマそして皇帝にとって一種のステータスであったという見方を示している⁵¹。実際このパルティアとの、ローマにとって好ましくない状況にあった戦争の終結の場面でタキトゥスが、新たなアルメニア王と認定されることになるパルティアの王弟ティリダテスについて、交渉の場の人々の口を借りて誇らしげに「ティリダテスが見ものとなるためにローマに赴く。捕虜も同然である。」などと述べていることは⁵²、戦争全体の不首尾をこうした行為により、少なくとも表面的には譲わせるだけの威信を認定者に与える効果を持ったことを窺わせる。勿論、こうした状況の下にあるアルメニアに、この後ローマが十分な統制力を持てたとは考えにくい。しかし、軍事的劣勢状態にさえなければ、前述のコンマグネやユダヤのように併合することや対外戦争に動員することも可能であったわけで、対外クリエンテラがローマの外縁部で様々な位相を持ちつつも、ローマの支配を機能させる、或いは少なくともその存在を示すための一つのツールとして置かれていたということは言えるだろう。

とはいえ、対外クリエンテラの役割がこうした装飾的な面を主眼とするものであったのな

⁴⁶ *Ibid.*, II 56.

⁴⁷ Suetonius *Calig.* 16; *Ann.* VI 31-44.

⁴⁸ Josephus *BJ* II 17; II 181 (ヨセフス (秦剛平訳)『ユダヤ戦記』筑摩書房 2002年).

⁴⁹ *Ibid.*, II 218-223.

⁵⁰ *Ann.* XIII 7-8.

⁵¹ Alston, R., *Aspects of Roman History AD14-117*, London and New York, 1998, p. 71.

⁵² *Ann.* XV 29-30.

らば、それは甚だ経済的不利益と引き換えのものであったと言わねばならない。というのも、前述のカッパドキア併合や、コンマゲネ復興さらにアグリッパ1世と2世の周辺都市への度々の贈与は⁵³、これら東方諸国が概して豊かであり、かつその収益が直接にはローマに渡らなかつたことを示唆するからである。ローマの対外クリエンテラ活用については、やはり軍事的方面での貢献の度合いに関しても検討する必要があるだろう。次はそうした例を見る。

(2) ユダヤの反乱とウェスパシアヌスの登位

66年に発生したイエルサレムでの暴動、および駐留部隊虐殺という事態を受けて出撃したシリア総督ケスティウス・ガッルスの軍にはローマの対外クリエンテラの軍が参加していた。ヨセフスによるとその内訳は、コンマゲネが騎兵2千と弓兵3千、エメサのソハエムスが騎兵1千と弓兵3千、アグリッパ2世のユダヤが歩兵3千と騎兵若干であった⁵⁴。総督直率の軍が1個軍団6千程度なので、ほぼ同数の補助軍を計算に入れても数の上ではクリエンスたちの軍の方がローマ軍よりやや多勢であった。さらにこの鎮圧軍の敗退後に登場するウェスパシアヌスが新たな軍を組織した際にも、コンマゲネ・ユダヤ・エメサそれぞれが2千の弓兵と1千の騎兵を出し、ユダヤ南方のアラブ（ナバテア）も騎兵1千と弓兵中心の歩兵5千を提供した結果総勢が6万であったことから⁵⁵、全体の4分の1を援軍が占めたことになる。

ヨセフスが挙げるこうした数字について注目すべきは、クリエンスたちからの援軍の中に相当数の騎兵と弓兵が参加していることである。ルットワークも述べるように、ローマ軍は重装歩兵を主力とする軍団構成であるため、全体的に騎兵不足であり、そのため騎兵および弓兵や投石兵などは外部から集めることが多かった⁵⁶。そしてこのことは、東方においてはこうした重装歩兵以外の兵科の大口供給者としての役割が、対外クリエンテラに求められていたことを示唆する。というのも、前節に登場したパルティアは、騎兵を軍の主力とする国であったからである⁵⁷。ヨセフスが挙げるような数の騎兵・弓兵の動員能力を持つ友邦が、ローマにとって貴重な存在であったことは間違いないだろう。

こうした援軍も加えた大戦力により、ユダヤ人の反乱自体は68年までにイエルサレム以外の地域では概ね終息するが、この年ローマではネロが死亡し内乱が勃発する。こうした中、69年にウェスパシアヌスも皇帝に名乗りを上げ、その際にはソハエムスとアンティオコス4世、そして少し遅れてアグリッパ2世もこれに賛同し、支援を行なった⁵⁸。同年のうちにウェスパシアヌスはローマで皇帝として承認され、ここにフラウィウス朝が始まる。しかし、それを支援した友邦は、そのことに見合った見返りを得られたとは言い難かった。72年にはコンマゲネはパルティアとの通謀の疑いによりシリア総督の軍を派遣され、国王アンティオコス4世が捕虜とされた後、その息子たちもしばらくの抵抗の後逃亡すると王国は属州シリアに編入された⁵⁹。また確かな年代は不明ながら、79年頃までにエメサおよびキリキアが併

⁵³ *Ibid.*, II 42; Suetonius IV 16; Josephus *AJ* XIX 335-337, XX 211-212.

⁵⁴ Josephus, *BJ* II. 500-501.

⁵⁵ *Ibid.*, III. 68-69.

⁵⁶ Luttwak, *op. cit.*, p. 43.

⁵⁷ *Ann.* VI 31.

⁵⁸ Tacitus, *Hist.* II: 81.

⁵⁹ Josephus, *BJ* VII 220-243.

合され⁶⁰、92年頃にはアグリッパ2世死亡と同時にユダヤも属州化される⁶¹。106年にはナバテアも経緯不明ながら併合され、これをもってユーフラテス以西のクリエンテラ国家は全て消滅する⁶²。

こうしたクリエンテラ国家の消滅をどう捉えるべきだろうか。パルティアやユダヤとの戦争を見る限り、彼らは明らかにローマの軍事活動に貢献していた。彼らの併合はローマへの反逆容疑や王の死亡を機に行なわれていたが、元首政になってからクリエンテラ国家が実際に反逆を行ったという例は無く、また王たちが後継者を欠いていたというわけではない。たとえそうでも他国の王族等を国王として送り込んだ例もあった⁶³。さらにウェスパシアヌスの場合であれば、登位にあたって彼らの支援は、彼らの側からの恩義といいいうほどの貢献であったはずである。ローマと対外クリエンテラの共存を継続させるのに、大きな問題が当時あったとは全く言えないである。

では一体何故、対外クリエンテラはローマの側から一方的に消滅させられたのだろうか。またその逆に、何故一度属州とされた地域を再び対外クリエンテラとして再建するということが行われたのだろうか。勿論前述のように、恩恵者としての姿を示すことはローマや皇帝にとって有意義であったが、この節で見たように対外クリエンテラが果たした役割は、明らかにそうしたアピール以上の重要性を持っていた。軍事面から見る限り、ローマの東方統治に当たって彼らはその一翼を担う存在であったといって差し支えないだろう。

そうすると、こうした有用な存在である対外クリエンテラを併合していったローマには、こうした統治構造を永続的に用いていく意志が無かったということになる。属州である地域を割いて誰かを王とするにせよ、それ以前から存在する王国にせよ、きっかけがあれば併合し、都合によってはまた与え、そしてその地域の統治を手助けさせる、というローマの周辺国への姿勢がこうした事例から見て取れるのである。

こうした在り様は、ローマが領域形成という面での長期的計画の存在を意味はしないが、領土を拡大・統治するに当たっての定式的な手段として、対外クリエンテラを用いていたということを想定させるには十分である。次節ではそのことを示す第三の事例として、西の果てブリタニアの統治を見て、こうした見方のさらなる根拠を挙げていく。

(3) ボウディッカの反乱前後のブリタニア

ブリタニアにおける対外クリエンテラについてまず見るべきなのは、皇帝クラウディウスによる紀元後43年の遠征で成立した属州を一時崩壊寸前にまで追い詰めた、60年に発生したボウディッカの反乱である。反乱発生の経緯は、時の皇帝ネロと自分の娘二人を相続人とする遺言を残していた、現在のノーフォーク付近に居住するイケニ族の王プラスタグスの死後、王国に乗り込んできたローマ人の軍人や高利貸したちの振る舞いが王妃ボウディッカらの反発を買い、周辺の部族を引き込んでの決起につながったというものである⁶⁴。イケニ族

⁶⁰ Goodson, M., *The Roman World 44BC-AD180*, London and New York, 1997, p. 112; Butcher, K., *Roman Syria and the Near East*, The British Museum Press, 2003, p. 43.

⁶¹ Butcher, *op. cit.*, p. 43.

⁶² Millar, F., *The Roman Near East 31BC-AD337*, Harvard, 1993, pp. 92-99.

⁶³ 例えば、ティベリウスの時代ポンツ王ポレモの息子ゼノがアルメニアに送り込まれた(Ann. II 56)。

⁶⁴ Ann. XIV 31-37.

は47年にローマ軍と戦って屈服して以降ローマの同盟者となったようであるが⁶⁵、この反乱事件についてしばしば指摘されるのは、ブリタニアのこの時期について記録しているタキトウスが、プラスタグス死後のローマ人の行動を非難してはいても、王国を併合すること自体には何ら疑問を抱いていないという点である⁶⁶。タキトウスも認めるように、プラスタグスがネロを相続人一人としたのは自分の王国の存続を望んでのことであった。またボウディッカが大規模な反乱を起こしたところから見て、イケニ族内部にローマの属州への編入を望む声が基本的には存在していなかったと考えられる。つまり、イケニ族の併合はローマによる一方的な行動であったと言える。

またこの事件には何故か登場しないが、ブリタニアではローマの同盟者としてイケニ族の他に、ブリガンテス族およびコギドゥブヌスの王国が知られている。ブリガンテス族は属州北方に広がる王国で、ローマが到来した頃からの友邦であり、初期にローマ軍に抵抗した諸部族の中心人物であるカトゥウェッラウニ族の王カラタクスを捕らえて引き渡すということを行なっている⁶⁷。またその女王であるカルティマンドゥアの王権が内紛で一時危うくなつた際に、ローマが援軍を送ってこれを助けたということもあったように⁶⁸、ローマとの互恵関係が成り立っていた。しかしこの部族は、経緯は不明ながらフラウィウス朝成立から程なくして総督となつたペティリウス・ケリアリスの攻撃を受け、王国の大部分が占領されたことが知られている⁶⁹。79年にはアグリコラによるスコットランドへの侵攻が始まっているところから見ると、少なくともその時点までには属州に組み込まれたと考えるべきだろう。

コギドゥブヌスについては、素性は不明ながら属州成立初期からその名が登場し、ローマに帰順した諸部族の支配権を与えられた。この王国についてはその後明確な記述が無いためその後のことは分かっていないが、王の死後、遺贈などにより属州に編入されたという見方が一般的である⁷⁰。フラウィウス朝以降ローマは周辺国の領域化を優先的に進めたことから、その中で存続したとは考えにくい。コギドゥブヌスのような人物をローマがどのような存在と見做していたかは、タキトウスの次の記述がよく示している。

「いくつかの部族はコギドゥブヌス王に与えられた。彼は我々の時代までずっとこの上ない忠誠を捧げている。こうしたことは、王たちを隸属の道具とするという、ずっと以前からローマ人民に引き継がれている伝統や慣習によるものである。」(Tacitus, *Agr.* 14. 2)⁷¹

タキトウスの言葉が当時のローマ人指導層の発想をどこまで代表しうるのかという問題を抱えつつも、このことはローマが辺境の王たちを支配のための道具(*instrumentum*)とし、しかもそれが古くからの慣習(*consuetude*)であるという見方が確かに存在したこと示している。そしてまたそれは、ローマが場所や用途に相違があっても、本質的にはこれら対外クリエン

⁶⁵ *Ibid.*, XII 31.

⁶⁶ e.g., Braund, *op. cit.*, p. 144; 南川高志『海のかなたのローマ帝国』(吉川弘文館 2003年)、131頁。

⁶⁷ *Ann.* XII 36-37.

⁶⁸ *Ibid.*, XII 40.

⁶⁹ Tacitus, *Agr.* 17.

⁷⁰ Braund, D., *Ruling Roman Britain*, London, 1996, pp. 111-112; 南川前掲書、104-105頁。

⁷¹ *Agr.* 14. 2: Quaedem civitates Cogidumno regi donatae is ad nostrum usque memoriam fidissimus mansit, vetere ac iam pridem recepta populi Romani consuetudine ut haberet instrumenta servitutis et reges.

テラと同じ位置付けで見ていたことをも示唆する。つまり前節までの内容も含め、個々のクリエンスがローマにもたらす利益は明確でない場合もあるものの、彼らは総じてローマが支配を円滑に維持・拡大するため必要に応じ認定、新設そして最終的には吸収すべき存在であったということが、一連の内容から示されるのである。ローマは、属州を拡大するに当たっての直接的軍事力以外での手段の一方式として、対外クリエンテラを用い続けていたのである。この意味で、ローマの対外政策が、長期的展望を欠いていたというアイザックらの主張は必ずしも正しくない。ここまで史料からは、ローマ人が領域拡大に関し何らかの目標を持っていましたか否かは読み取れない。しかし、ローマ人がどのような発想で周辺勢力を眺め、扱っていたのかという姿を見る限り、彼らの行動は決して場当たり的なものではない。対外クリエンテラは本稿が問題とする時代に関しては、ローマが対外政策において常時用いた主要方策の一つであったのである。

おわりに

本稿は共和政末期から元首政初期にかけてのローマの対外クリエンテラに関し、同時代人の史料に基づき、概念および歴史的事件の両面から検討することで、同時代のローマの対外政策に長期的展望というものが見出しうるかということを問うものであった。その結果、対外クリエンテラが被後見者その他の美称で呼ばれる同盟・友好勢力でありながら、実態面においてはその保護下にある存在にして、支配の「道具」と見做されていたということが示された。そのことは、ローマがその対外政策において、周辺勢力を軍事力以外の方法で統制、そして最終的には併合するための、定式的手段を持っていたことを意味する。そしてこのことは、ルットワークの主張したローマの領域政策上の一貫性、ないしは一つのシステムの存在を想定することが、史料上十分に可能であることを示していると考える。